

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タイ	タイ王国政府に対する贈与に關する日本国政府とタイ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H28.3.16 バンコク で (同日)	日本側 佐渡 島志郎在タイ 大使 スパットラー・シ タイ側 イトリーピタツク外 務省タイ国際協力機構局 長	H28.6.29 246号
タイ	タイ王国政府に対する贈与に關する日本国政府とタイ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H28.3.16 バンコク で (同日)	日本側 佐渡 島志郎在タイ 大使 スパットラー・シ タイ側 イトリーピタツク外 務省タイ国際協力機構局 長	H28.6.29 247号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。